

## 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第15期（2021年5月1日～2022年4月30日）

- ① 会社の新株予約権等に関する事項
- ② 業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況
- ③ 会計監査人の状況
- ④ 連結株主資本等変動計算書
- ⑤ 株主資本等変動計算書
- ⑥ 連結注記表
- ⑦ 個別注記表

株式会社 g u m i

法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ  
([https://gu3.co.jp/ir/irnews/?tab=shareholder\\_meeting&year=2022](https://gu3.co.jp/ir/irnews/?tab=shareholder_meeting&year=2022))  
に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

## 1. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付した新株予約権の状況（2022年4月30日現在）

		第9回新株予約権	第11回新株予約権		
発行決議日		2013年8月26日	2014年2月19日		
新株予約権の数		160個	42個		
目的となる株式の種類及び数		普通株式80,000株	普通株式21,000株		
新株予約権1個当たりの払込金額		無償	無償		
行使時1株当たりの払込金額		600円	714円		
権利行使期間		自2013年8月28日 至2023年4月30日	自2014年2月21日 至2023年11月20日		
行使条件		(注) 2	(注) 2		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	新株予約権の数	160個	新株予約権の数	42個
		目的となる株式数	80,000株	目的となる株式数	21,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名(注) 6
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
目的となる株式数		0株	目的となる株式数	0株	
保有者数		0名	保有者数	0名	

		第13回新株予約権	第16回新株予約権		
発行決議日		2014年9月5日	2017年7月26日		
新株予約権の数		135個	503個		
目的となる株式の種類及び数		普通株式67,500株	普通株式50,300株		
新株予約権1個当たりの払込金額		無償	121,900円(注) 1		
行使時1株当たりの払込金額		1,362円	1円		
権利行使期間		自2014年9月7日 至2024年5月27日	自2018年8月10日 至2048年8月9日		
行使条件		(注) 2	(注) 3		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	新株予約権の数	135個	新株予約権の数	503個
		目的となる株式数	67,500株	目的となる株式数	50,300株
		保有者数	2名(注) 6	保有者数	2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
目的となる株式数		0株	目的となる株式数	0株	
保有者数		0名	保有者数	0名	

		第20回新株予約権	第22回新株予約権		
発行決議日		2018年7月27日	2020年7月29日		
新株予約権の数		1,000個	800個		
目的となる株式の種類及び数		普通株式100,000株	普通株式80,000株		
新株予約権1個当たりの払込金額		65,600円(注)1	98,600円(注)1		
行使時1株当たりの払込金額		1円	1円		
権利行使期間		自2019年8月13日 至2048年8月12日	自2021年8月1日 至2050年7月31日		
行使条件		(注)4	(注)5		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	新株予約権の数	1,000個	新株予約権の数	800個
		目的となる株式数	100,000株	目的となる株式数	80,000株
		保有者数	2名	保有者数	2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
	目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株	
	保有者数	0名	保有者数	0名	

(注) 1. 当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込みは要しません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、当社の株式が東京証券取引所に上場後、6ヶ月を経過した後、行使することができる。また、権利行使期間にかかわらず、第9回については2015年8月28日、第11回については2016年2月21日、第13回については2016年9月7日を経過した後、段階的に行使することができる。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

3. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
  - ① 新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社または当社関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
  - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
  - ① 新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
  - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
  - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
  - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第24回新株予約権	
発行決議日		2021年7月29日	
新株予約権の数		1,015個	
目的となる株式の種類及び数		普通株式101,500株	
新株予約権1個当たりの払込金額		79,700円(注)1	
行使時1株当たりの払込金額		1円	
権利行使期間		自2023年8月1日 至2026年7月31日	
行使条件		(注)2	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	915個
		目的となる株式数	91,500株
		保有者数	32名
	子会社の役員及 び使用人	新株予約権の数	100個
目的となる株式数		10,000株	
保有者数		3名	

(注) 1. 当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込みを要しません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### (3) その他新株予約権等の状況

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、以下の通り、第19回新株予約権を公正価格にて有償で発行することを決議いたしました。中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、協力行為へのインセンティブを付与することを目的としております。

	第19回新株予約権
発行決議日	2018年3月9日
新株予約権の数	995個
目的となる株式の種類及び数	普通株式99,500株
新株予約権1個当たりの払込金額	300円
行使時1株当たりの払込金額	970円
権利行使期間	自2018年3月26日 至2023年3月25日
行使条件	(注) 1
交付状況	外部協力者7名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価格に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価格で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 上記①に抵触しない場合、新株予約権者は割当日から2019年3月25日まで、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。「内部統制システム構築に関する基本方針」の内容は以下の通りであります。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、誠実且つ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- (2) 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- (4) 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- (5) 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- (6) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- (7) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- (8) 使用人に対し、必要な研修を定期的を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、すみやかに必要な研修を実施する。

### (運用状況の概要)

- ① 当社は、法令やルールを厳格に遵守し、誠実且つ公平な企業活動を遂行するとともに、企業理念に従った経営の健全性を確保することを目的として「法令遵守に関する行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定しています。
- ② 全役職員を対象にコンプライアンス研修（ハラスメント、労働法、内部通報制度、インサイダー取引、知的財産権、下請法等）を開催しています。
- ③ 当社グループ企業の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の必要な評価範囲を決定し、その評価を実施しています。

- ④ 当社は、監査等委員会、内部監査部門等によるモニタリングを通じて、法令義務違反が発生した場合又は発生するおそれのある場合は厳正な調査を行い、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図ることとしています。
- ⑤ 当社は、監査等委員会、内部監査室長、人事部長、及び顧問弁護士を構成員とする内部通報窓口を設置し、法令違反についての早期発見とその是正が行われる体制を整備しています。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- (2) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

### (運用状況の概要)

取締役会議事録や重要な会議、稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書又は電子的記録）は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- (2) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

### (運用状況の概要)

- ① 当社は、「リスク管理規程」に従って、当社の事業の継続性に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っています。
- ② 当社は、「災害・危機管理対策ガイドライン」その他マニュアル等を制定し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えています。
- ③ 当社は、リスクマネジメント委員会を四半期に1回以上開催することを原則として、当社グループ内で発生しうるリスクの分析や事前防止策及び発生時の対処方法について協議しています。



#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役相互の牽制によるチェック機能を備えた迅速且つ効率的な意思決定を実行する。
- (2) 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速且つ臨機応変なる経営判断を可能にする。
- (3) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- (4) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

#### (運用状況の概要)

原則として月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する事項の決議を行っています。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「組織規程・業務分掌規程・職務権限規程」の各規程に定め、業務の組織的且つ能率的な運営を図っています。

#### 5. 当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
- (2) 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
- (3) 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
- (4) 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
- (5) 当社の監査等委員会はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
- (6) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育・研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

(運用状況の概要)

- ① 当社グループ経営の適正且つ効率的な運営を目的に、各子会社において法令遵守に関する行動指針や、コンプライアンスに関する事項を規程又は就業規則に定めているほか、子会社での決裁事項についても必要に応じて当社への報告を求めるなど、子会社の適切な管理・指導を行っています。また、子会社の役職員のコンプライアンスに関する相談・通報体制を社内規程に定め、当社に相談・通報の窓口を設けています。
- ② 当社グループは、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにすることの周知徹底を図っています。また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、特殊暴力に関する情報共有や研修を通じて反社会的勢力排除に向けた意識の醸成に努めています。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会から、監査等委員会が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議の上、内部監査部門等に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員会から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

(運用状況の概要)

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が監査等委員会から命令を受けた場合は、取締役の指揮・命令を受けない体制を確立しています。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 重要会議への出席  
監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 取締役の報告義務
  - ① 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査等委員会に報告する。

- ② 取締役は監査等委員会に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
  - ・業績及び業績見通しの内容
  - ・内部監査の内容及び結果
  - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
  - ・行政処分の内容
  - ・前各号に掲げるもののほか、監査等委員会が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査等委員会に直接報告をすることができる。

- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ② 重大な法令又は定款違反事実

(4) 監査等委員会へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、取締役会及び重要な会議（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会）の構成員に監査等委員を指名し、取締役及び全役職員から報告を受けることができる体制を整備しています。
- ② 当社は、当社及び子会社の役職員のコンプライアンスに関する相談・通報体制を社内規程に定め、当社に相談・通報の窓口を設けており、且つ相談・通報窓口の構成員の連絡先を別途公開し、直接的に相談・通報できる体制を整備しております。また、通報者の保護についても社内規程に定め厳格に運用しております。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等と監査等委員会の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員会と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(2) 外部専門家の起用

監査等委員会が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(3) 監査等委員会の必要経費

監査等委員会の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、監査等委員会がコンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用することを認めています。
- ② 当社は、会社法第399条の2第4項に従って監査等委員会の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担するものとしています。

### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、gumi Asia Pte. Ltd. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、または当社の会計監査人について、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社の取締役会は監査等委員会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から)  
(2022年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年5月1日残高	9,399,470	3,407,249	4,336,840	△1,058,438	16,085,121
会計方針の変更による 累積的影響額			△130,051		△130,051
会計方針の変更を反映した 当期首残高	9,399,470	3,407,249	4,206,789	△1,058,438	15,955,070
連結会計年度 中の変動額					
新株の発行	18,183	18,183			36,367
剰余金の配当			△151,259		△151,259
親会社株主に帰属する 当期純損失			△6,273,694		△6,273,694
自己株式の取得				△999,932	△999,932
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)					-
連結会計年度 中の変動額合計	18,183	18,183	△6,424,954	△999,932	△7,388,519
2022年4月30日残高	9,417,653	3,425,432	△2,218,164	△2,058,370	8,566,551

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
2021年5月1日残高	74,790	29,978	104,769	316,551	683,995	17,190,437
会計方針の変更による 累積的影響額						△130,051
会計方針の変更を反映した 当期首残高	74,790	29,978	104,769	316,551	683,995	17,060,386
連結会計年度 中の変動額						
新株の発行						36,367
剰余金の配当						△151,259
親会社株主に帰属する 当期純損失						△6,273,694
自己株式の取得						△999,932
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	△3,639	553,321	549,682	68,557	△205,744	412,494
連結会計年度 中の変動額合計	△3,639	553,321	549,682	68,557	△205,744	△6,976,024
2022年4月30日残高	71,151	583,300	654,451	385,108	478,251	10,084,362

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から  
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計
2021年5月1日残高	9,399,470	450,575	3,675,803	4,126,378
会計方針の変更による累積 的影響額				
会計方針の変更を反映した 当期首残高	9,399,470	450,575	3,675,803	4,126,378
事業年度中の変動額				
新株の発行	18,183	18,183		18,183
剰余金の配当				
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	18,183	18,183	-	18,183
2022年4月30日残高	9,417,653	468,759	3,675,803	4,144,562

	株 主 資 本				
	利益準備金	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		その他利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金		
2021年5月1日残高	15,094	239,347	254,441	△1,058,438	12,721,852
会計方針の変更による累積 的影響額		△130,051	△130,051		△130,051
会計方針の変更を反映した 当期首残高	15,094	109,296	124,390	△1,058,438	12,591,801
事業年度中の変動額					
新株の発行					36,367
剰余金の配当	15,125	△166,385	△151,259		△151,259
当期純損失(△)		△5,383,066	△5,383,066		△5,383,066
自己株式の取得				△999,932	△999,932
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)					-
事業年度中の変動額合計	15,125	△5,549,452	△5,534,326	△999,932	△6,497,891
2022年4月30日残高	30,220	△5,440,156	△5,409,935	△2,058,370	6,093,910

	新株予約権	純 資 産 計
2021年5月1日残高	316,551	13,038,403
会計方針の変更による累積的影響額		△130,051
会計方針の変更を反映した当期首残高	316,551	12,908,352
事業年度中の変動額		
新株の発行		36,367
剰余金の配当		△151,259
当期純損失(△)		△5,383,066
自己株式の取得		△999,932
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	68,557	68,557
事業年度中の変動額合計	68,557	△6,429,334
2022年4月30日残高	385,108	6,479,018

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称	株式会社エイリム
	株式会社FgG
	株式会社グラムス
	gumi Asia Pte. Ltd.
	台灣谷米數位科技有限公司
	株式会社gumi ventures
	株式会社gumi X Reality
	Tokyo XR Startups株式会社
	株式会社gumi X studio
	gumi America, Inc.
	株式会社gumi Cryptos

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

gumi Investment Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名 VR Fund, L.P.、合同会社gumi Cryptos Capital、gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LP

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名 gumi Investment Limited、株式会社ゆにクリエイト、株式会社mikai  
(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LPの決算日は12月31日ですが、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、Seoul XR Startups, Inc. 他3社の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

3. 連結の範囲または持分法適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、新たに設立したgumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LPを持分法適用の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾谷米數位科技有限公司及びgumi ventures3号投資事業有限責任組合他2社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                    |      |  |
|--------------------|------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式    | ………… | 移動平均法による原価法  |
| ② その他有価証券 市場価格のない株 | ………… | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 式等以外のもの            |      |  |
| 市場価格のない株           | ………… | 主として移動平均法による原価法を採用しております。                          |
| 式等                 |      |  |
| 投資事業有限責任           | ………… | 入手可能な直近の決算書に基づき、                                   |
| 組合等への出資            |      | 組合の損益のうち持分相当額を加減する方法によっております。                      |

(2) 暗号資産の評価基準及び評価方法

- |              |      |                                   |
|--------------|------|-----------------------------------|
| 活発な市場が存在するもの | ………… | 期末日の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。 |
|--------------|------|-----------------------------------|

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～15年
工具、器具及び備品	4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費 …………… 支出時に全額費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①ユーザーに対するアイテム課金に係る収益

当社グループは、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対し、ゲームは無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

②ゲームの共同開発・運営企業に対する役務提供に係る収益

当社グループでは、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを他社と共同で開発・運営しております。当該サービスにおいては、顧客である協業企業に対し、当社グループが開発・運営業務等の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社グループが顧客から受取る対価は、ユーザーからの課金額に応じて算定され、当社グループから顧客への請求額として確定した時点で収益を認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

………… 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 連結納税制度の適用…………… 連結納税制度を適用しております。
- ② 連結納税制度からグ…………… 当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 会計方針の変更に関する注記

### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### （アイテム課金）

デジタル・コンテンツの収益のうちアイテム課金について、従来はアイテムに交換するためのポイント課金時に収益として認識しておりましたが、顧客のアイテム交換後の見積り利用期間に基づいて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は250,445千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ250,445千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は130,051千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

#### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 会計上の見積りに関する注記

#### ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の減損

##### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2022年4月30日)
減損損失	1,906,092
ソフトウェア	359,920
ソフトウェア仮勘定	2,548,821

##### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による当連結会計年度の業績への影響は、現時点では大きな影響は出しておらず、今後の影響も限定的と考えております。

### 追加情報

当社グループは、「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取り扱い」（実務対応報告第38号 2018年3月14日）に従った会計処理を行っております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

1. 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	当連結会計年度 (2022年4月30日)
保有する暗号資産	595,634千円
合計	595,634千円

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

	当連結会計年度 (2022年4月30日)	
種類	保有数(単位)	連結貸借対照表 計上額
TFUEL	2,260,411 TFUEL	37,196千円
KLAY	5,712,741 KLAY	558,438千円
合計	—	595,634千円

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

この他、その他の関係会社有価証券2,340,035千円には当連結会計年度の持分取込額△589,917千円が含まれており、この主な内容は、持分法適用関連会社が保有する暗号資産の評価損であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 560,652千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 31,271,400株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 7月28日 定時株主総会	普通株式	151,259	利益剰余金	5	2021年 4月30日	2021年 7月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内容	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
当社	第9回 新株予約権	普通株式	172,500株
	第11回 新株予約権	普通株式	21,000株
	第13回 新株予約権	普通株式	137,500株
	第16回 新株予約権	普通株式	50,300株
	第17回 新株予約権	普通株式	13,600株
	第19回 新株予約権	普通株式	99,500株
	第20回 新株予約権	普通株式	100,000株
	第21回 新株予約権	普通株式	53,000株
	第22回 新株予約権	普通株式	80,000株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は金利の変動リスクに晒されております。



### (3) 金融商品に係るリスク管理

#### ① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	5,037	5,037	-
資産計	5,037	5,037	-
(2) 長期借入金 (一年内返済予定を含む)	5,417,332	5,417,332	-
負債計	5,417,332	5,417,332	-

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は1,264,300千円であります。
3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は3,233,300千円であります。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 債券	5,037	-	-	5,037
資産計	5,037	-	-	5,037

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	-	5,417,332	-	5,417,332
負債計	-	5,417,332	-	5,417,332

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	モバイル オンライン ゲーム事業	XR事業 (VR、AR、MR等)	ブロック チェーン 事業	合計
国内	14,938,587	-	15,956	14,954,544
海外	3,810,055	-	7,522	3,817,577
顧客との契約 から生じる収益	18,748,642	-	23,478	18,772,121
その他の収益	-	-	169,916	169,916
外部顧客への 売上高	18,748,642	-	193,395	18,942,037

(注) 1. 収益分解情報は「国内」及び「海外」に区分し、モバイルオンラインゲーム事業においては日本語版タイトルの売上高を「国内」、海外言語版タイトルの売上高を「海外」として記載しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「5. 会計方針に関する事項」の「(6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,812,179
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,846,901
契約資産（期首残高）	-
契約資産（期末残高）	6,066
契約負債（期首残高）	130,051
契約負債（期末残高）	380,496

契約資産は受託ソフトウェア開発において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。

契約負債はアイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務であります。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものの額に重要性はありません。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	316円11銭
2. 1株当たり当期純損失（△）	△214円7銭

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
  - ② その他有価証券 市場価格のない…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入  
株式等以外のもの 法により処理し、売却原価は移動平  
の 均法により算定）を採用しております。  
市場価格のない…………… 主として移動平均法による原価法を  
株式等 採用しております。  
投資事業有限責任組合等への出 入手可能な直近の決算書に基づき、  
資 組合の損益のうち当社の持分相当額  
を加減する方法によっております。
  
2. 固定資産の減価償却の方法
 

有形固定資産（リース資産を除く）	……………	主に定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
		建物 7～15年
		工具、器具及び備品 4～10年
無形固定資産（リース資産を除く）	……………	定額法 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。
  
3. 引当金の計上基準
 

賞与引当金	……………	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
貸倒引当金	……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費 …………… 支出時に全額費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①ユーザーに対するアイテム課金に係る収益

当社は、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対し、ゲームは無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

②ゲームの共同開発・運営企業に対する役務提供に係る収益

当社では、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを他社と共同で開発・運営しております。当該サービスにおいては、顧客である協業企業に対し、当社が開発・運營業務等の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社が顧客から受取る対価は、ユーザーからの課金額に応じて算定され、当社から顧客への請求額として確定した時点で収益を認識しております。

6. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

…………… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. その他計算書類の作成のための重要な事項

- ① 連結納税制度の適用…………… 連結納税制度を適用しております。
- ② 連結納税制度から…………… 当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
- なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

### 会計方針の変更に関する注記

#### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### （アイテム課金）

デジタル・コンテンツの収益のうちアイテム課金について、従来はアイテムに交換するためのポイント課金時に収益として認識しておりましたが、顧客のアイテム交換後の見積り利用期間に基づいて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は250,445千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ250,445千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は130,051千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

#### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### 会計上の見積りに関する注記

ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の減損

##### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減損損失	1,906,692
ソフトウェア	218,982
ソフトウェア仮勘定	2,554,081

##### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による当事業年度の業績への影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えております。



#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	282,505千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	214,197千円
関係会社に対する短期金銭債務	835,090千円

#### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
①営業取引による取引高	
仕入高	4,404,488千円
販売費及び一般管理費	1,304,106千円
②営業取引以外の取引高	54,608千円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,101,039株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払事業税	325千円
未払事業所税	2,284千円
賞与引当金	24,569千円
未払金	132,164千円
棚卸資産	8,676千円
減価償却超過額	2,100,404千円
資産除去債務	28,460千円
株式報酬費用	117,846千円
投資有価証券評価損	201,125千円
関係会社株式評価損	217,007千円
繰越欠損金	1,012,887千円
その他	24,908千円
繰延税金資産小計	3,870,661千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,012,887千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,589,828千円
評価性引当額小計	△3,602,715千円
繰延税金資産合計	267,946千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△10,739千円
その他	△146千円
繰延税金負債合計	△10,885千円
繰延税金資産の純額	257,060千円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 エイリム	東京都 新宿区	100,745 千円	モバイル オンラインゲームの 開発・運営	(所有) 直接100.0	ゲーム開 発・運営の 委託等 役員の兼任	資金の借入 利息の支払 (注3) ゲーム開 発・運営の 委託等 (注2)	100,000 5,045 2,031,576	関係会社 長期借入金 未払費用 買掛金	500,000 14,571 135,589
子会社	株式会社 FgG	東京都 新宿区	10,000 千円	モバイルオンライン ゲームの開発・運営	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の借入 利息の支払 (注3)	40,000 2,390	関係会社 長期借入金 未払費用	230,000 4,997
子会社	株式会社 グラムス	東京都 新宿区	10,000 千円	モバイルオンライン ゲームの開発・運営	(所有) 直接100.0	ゲーム開 発・運営の 委託等 役員の兼任	ゲーム開 発・運営の 委託等 (注2)	1,916,520	買掛金	217,280
子会社	gumi Asia Pte.Ltd.	シンガポール シンガポール市	2,000千 シンガポ ールドル	モバイル オンラインゲームの 開発・運営	(所有) 直接100.0	ゲーム開発・ 運営の委託等 役員の兼任	資金の借入 利息の支払 (注3)	160,680 6,252	関係会社 長期借入金 未払費用	652,610 8,502
子会社	株式会社gumi ventures	東京都 新宿区	159,350 千円	投資事業及び投資 ファンドの運営	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の借入 利息の支払 (注3)	1,150,000 10,359	関係会社 長期借入金 未払費用	1,150,000 10,359
子会社	株式会社 gumi X Reality	東京都 新宿区	100,000 千円	XRに関するハードウエ ア、ソフトウェア及び コンテンツの開発 並びにXRに係る投資	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注4)	350,000 4,665	関係会社 長期貸付金 未収収益	550,000 4,867
子会社	株式会社 gumi X studio	東京都 新宿区	500 千円	XRに関するハードウエ ア、ソフトウェア及びコ ンテンツの開発	(所有) 間接100.0	役員の兼任	資金の借入 利息の支払 (注3)	20,000 4,259	関係会社 長期借入金 未払費用	380,000 4,624
子会社	gumi America, Inc.	アメリカ カリフォルニア 州	11,005千 米ドル	XRに係る投資	(所有) 間接100.0	役員の兼任	資金の回収 利息の受取 (注4) 資金の借入 利息の支払 (注3)	406,113 286 555,561 4,118	関係会社 長期借入金 未払費用	644,300 4,118

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式会社 gumi Cryptos	東京都 新宿区	10,000 千円	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注4)	252,140 6,362	関係会社 長期貸付金 未収収益	658,604 5,092

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 一般的な市場価格等を勘案し、取引価格を決定しております。
3. 借入金の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
4. 貸付金の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人 主要株主	國光宏尚	-	当社 取締役会長	(被所有) 直接3.67	当社 取締役会長	自己株式の 取得 (注1)	999,932	-	-

- (注) 1. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は取引前日の終値 (最終特別気配を含む) によるものであります。
2. 國光宏尚氏は、2021年7月28日開催の定時株主総会終結の時をもって当社取締役会長を退任し、関連当事者に該当しなくなっております。なお、議決権等の被所有割合は、直前の被所有割合を記載しております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |    |                |          |
|----|----------------|----------|
| 1. | 1株当たり純資産額      | 208円91銭  |
| 2. | 1株当たり当期純損失 (△) | △183円68銭 |